



2019年10月29日

各位

会社名 株式会社メタックス
 代表者名 代表取締役社長 山崎 祐一郎
 (コード番号: 6172 東証マザーズ)
 問合せ先 企画本部長 尹 喜重
 (TEL. 03-6459-4670)

**第三者割当による第15回新株予約権及び
 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2019年10月11日開催の取締役会において決議した第三者割当による第15回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日払込みが完了したことを確認しましたので、お知らせいたします。

なお、本件に関する詳細につきましては、2019年10月11日公表の「第三者割当による第15回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

(参考)

1. 本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2019年10月29日
(2) 発行新株予約権数	12,542個
(3) 発行 価 額	総額11,062,044円（本新株予約権1個当たり882円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	1,254,200株（新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は897円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、1,254,200株です。
(5) 調達資金の額	1,511,085,244円（差引手取概算額: 1,499,037,244円）（注） （内訳） 本新株予約権発行分 11,062,044円 本新株予約権行使分 1,500,023,200円
(6) 行 使 価 額	当初行使価額 1,196円 2020年4月29日、2021年4月29日及び2022年4月29日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の5連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」という。）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限修正

	価額とする。「下限修正価額」とは、897円とする。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	投資事業有限責任組合インフレクションII号 8,171個 Inflexion II Cayman, L.P. 3,267個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合85号 1,104個
(9) その他	<p>当社は、投資事業有限責任組合インフレクションII号、Inflexion II Cayman, L.P.及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合85号（以下、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）との間で、本日付で、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結する予定です。</p> <p>当社は、本引受契約において、①割当予定先が本新株予約権を保有している限り、払込期日から2024年10月29日までの間、割当予定先の事前の書面又は電磁的方法による同意なく、株式等を発行又は処分してはならないこと（但し、当社の役職員を割当先とするストック・オプションを発行する場合及び事業会社との資本業務提携に基づき株式等を発行する場合を除きます。）、②割当予定先が本新株予約権を保有している限り、払込期日から2024年10月29日までの間、当該発行又は処分の相手方である第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとする、③割当予定先が②による引受けを希望する場合、発行会社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件（割当予定先が株式の保有割合を維持するために必要な範囲に限ります。）にて発行又は処分すること、及び④割当予定先が本引受契約に記載の所定の期間内に当社に対して本株式等の引受けを希望する旨の通知をしなかったときは、割当予定先は引受けを希望しないものとみなされ、当社は、当該条件にて第三者に対して株式等の発行又は処分を行うことができることを約束する予定です。</p> <p>その他、別紙1記載の本新株予約権の発行要項第17項に本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要さないものとする旨定められております。また、本引受契約において、本引受契約上の地位は相手方当事者の事前の書面による同意なく、譲渡その他の方法により処分してはならず、又は承継させてはならない旨定められております。</p> <p>なお、本新株予約権を割当予定先に割当てる日は2019年10月29日とする予定です。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額と、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 本新株予約権付社債の概要

(1) 払込期日	2019年10月29日 本新株予約権付社債を割当てる日は2019年10月29日とする。 但し、本社債の払込金額が払込期日に払い込まれることを本新株予約権付社債の割当の条件とする。
(2) 新株予約権の総数	49個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金100円 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないも

	のとする。
(4) 当該発行による潜在株式数	1,254,170株
(5) 調達資金の額	1,499,988,000円(差引手取概算額:1,488,036,000円)
(6) 転換価額	1株あたり1,196円 2020年4月29日、2021年4月29日及び2022年4月29日(修正日)において、当該修正日まで(当日を含む。)の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(修正日価額)が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、897円とする。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	投資事業有限責任組合インフレクションII号 32個 Inflexion II Cayman, L.P. 13個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合85号 4個
(9) 利率	年1.2%
(10) その他	当社は、投資事業有限責任組合インフレクションII号、Inflexion II Cayman, L.P.及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合85号(割当予定先)との間で、本日付で、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約(本引受契約)を締結する予定です。本引受契約において、以下の内容が定められる予定です。なお、本新株予約権付社債を割当予定先に割当てる日は2019年10月29日とする予定であります。 (1) 割当予定先は、2019年10月30日から2020年10月29日までの期間は、本転換社債型新株予約権を行使しません。 (2) (1)にかかわらず、①当社の2020年12月期以降の連結会計年度における連結損益計算書上に記載される営業損益が2期連続で損失となった場合、②当社の各連結会計年度末における連結財政状態計算書上の親会社の所有者に帰属する持分合計が、直前の連結会計年度末(但し、2019年12月期以降の連結会計年度に限りです。)における連結財政状態計算書上の親会社の所有者に帰属する持分合計の額の70%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件が成就していなかったことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反(当該違反の是正が可能な場合において当社が割当予定先からの通知を受けて相当期間内に当該違反を是正したとき及び軽微な違反を除きます。)した場合には、割当予定先は、その後いつでも本転換社債型新株予約権を行使できます。 (3) 当社は、本引受契約において、①割当予定先が本新株予約権付社債を保有している限り、払込期日から2024年10月29日までの間、割当予定先の事前の書面又は電磁的方法による同意なく、株式等を発行又は処分してはならないこと(但し、当社の役職員を割当先とするストック・オプションを発行する場合及び事業会社との資本業務提携に基づき株式等を発行する場合を除きます。)、②割当予定先が本新株予約権付社債を保有している限り、払込期日から2024年10月29日までの間、当該発行又は処分の相手方である第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は

	<p>一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとする。③割当予定先が②による引受けを希望する場合、発行会社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件（割当予定先が株式の保有割合を維持するために必要な範囲に限ります。）にて発行又は処分すること、及び④割当予定先が本引受契約に記載の所定の期間内に当社に対して本株式等の引受けを希望する旨の通知をしなかったときは、割当予定先は引受けを希望しないものとみなされ、当社は、当該条件にて第三者に対して株式等の発行又は処分を行うことができるものとします。</p> <p>（４）割当予定先は、当社に対して、利払日（別紙２記載の本新株予約権付社債の発行要項第 13 項第(1)号に定義します。以下同じです。）以外の日を償還日として、本新株予約権付社債の発行要項第12項第(2)号(ロ)に基づく本新株予約権付社債の繰上償還を行うことを請求しないものとします。</p> <p>（５）割当予定先は、別紙２記載の本新株予約権付社債の発行要項第12項第(2)号(ロ)①、②又は③に定める事由が生じた場合には、当社に対して、当該①、②又は③に定める方法による通知を行った上で、残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を、当該①、②又は③に定める償還金額と当該買入日の直前の利払日の翌日から当該買入日までの期間に係る利息相当額の合計額にて、買入れることを請求できるものとします。但し、当該請求に係る買入日を利払日と同日と定めることはできないものとします。</p>
--	--

以上